

船橋市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第2の第2号に規定する資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を借入れた農業者（以下「農業者」という。）の借入金の金利負担に対して、予算の範囲内で船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。（以下「規則」という。））及びこの要綱に基づき、農業者に対し利子補給補助金を交付する。

(種目・経費・補助率等)

第2条 前条に規定する補助金の種目、対象経費及び補助期間は次のとおりとし、補助率については別表のとおりとする。

種目	対象経費	補助期間
農業経営基盤強化資金利子補給事業	農業者が自ら農業経営の改善を図るため借入れた農業経営基盤強化資金の借入金残高（延滞額をのぞく。）に応じて負担する借入金金利	当該資金の借入の日から25年以内

(補助金交付等に係る事務の委任)

第3条 補助金の承認申請、交付申請、請求、受領等に関する市との事務は、農業者が委任した農林漁業金融公庫又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）が実施する。

- 前項の規定は、農林漁業金融公庫資金取扱店である農業協同組合について準用する。
- 第1項の規定にかかわらず、農林漁業金融公庫から農業者への直接貸付の場合にあつては、補助金の受領に関する事務について、公庫の受託金融機関である千葉県信用農業協同組合連合会が実施するものとする。

(利子補給の承認申請)

第4条 農業者は、借入の日から10日以内に農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書（第1号様式）を融資機関に提出するものとする。

- 融資機関は、前項の申請書の内容を確認の上、提出のあった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受領したときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、受領した日から20日以内に農業経営基盤強化資金利子補給承認書（第2号様式）により融資機関を経由の上、農業者に通知するものとする。

(補助金申請等)

第6条 融資機関は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金の交付申請等をするときは、規則に基づき、市長に提出しなければならない。

(補助金の受領)

第7条 前条の交付請求により交付を受けた融資機関は、速やかに農業者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の打切り又は返還)

第8条 市長は、農業者がその借入金をその目的に反して使用したとき、又は融資機関が委任事項に違反したときは交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第9条 市長は、農業経営基盤強化資金の貸付が適正に行われているかどうか知るために必要があると認めるときは当該資金の融資機関から報告を徴し、又はその職員をして関係ある場所に立ち入り、帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

別 表

適 用 年 月 日	補 助 率
平成8年3月31日以前	年利0.5%の金利負担に相当する率。
平成8年4月1日以降 平成10年6月15日以前	年利0.5%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.5%の金利負担に相当する率とする。
平成10年6月16日以降 平成10年8月20日以前	年利0.57%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.37%の金利負担に相当する率とする。
平成10年8月21日以降 平成10年9月17日以前	年利0.53%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.43%の金利負担に相当する率とする。
平成10年9月18日以降 平成10年10月21日以前	年利0.6%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.3%の金利負担に相当する率とする。
平成10年10月22日以降 平成10年12月21日以前	年利0.8%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利0.9%の金利負担に相当する率とする。
平成10年12月22日以降	千葉県「農業経営基盤強化資金（スーパーL）」の金利体系による。

別 記
第1号様式

農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名 印

下記の農業経営基盤強化資金の借入れについて利子補給を受けたいので、船橋市農業
経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	
借入額	千 円
実行日	年 月 日
貸付利率	%
利子補給率	% [%]
償還期限	年 月 日
据置期間	年 月 日
償還方法	元金均等 ・ 元利均等等

(注) [] 書きは、平成8年度から平成12年度までの借入に関し、当該借入れの日から
5年間に限る利子補給。

上記内容について、相違ありません。

年 月 日

融資機関名

代表者名 印

別 記
第2号様式

農業経営基盤強化資金利子補給承認書

船 農 第 号

年 月 日

農 業 者 様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金利子補給承認については
承認いたします。